

# 債権発生時の対応について

## (1) 債権発生通知と通知義務者

債権発生通知義務者は、債権が発生又は通知済債権に異動が生じたときは、遅滞なく債権発生通知書を作成し、証拠書類を添付して歳入徴収官（大阪府会計管理者のこと）に通知することとなっています。

債権発生通知義務者とは、支出負担行為担当官のことです。

支出負担行為の委任	支出負担行為担当官
大阪府知事が委任を受けていない場合	各省各庁の長・・・①
大阪府知事が委任を受けている場合	大阪府知事（部長等）・・・②

## ①各省各庁の長が行う債権発生

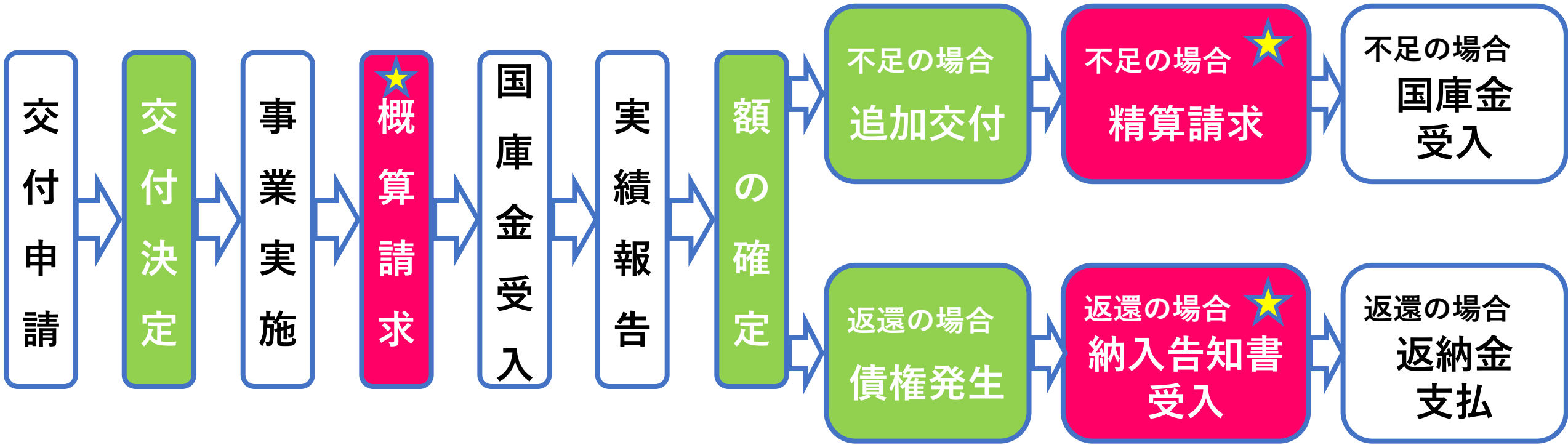
国の各省庁等から送付されてくる補助金等の額の確定通知書には、「**超過交付となった金〇〇〇円については、令和〇年〇月〇日までに返還することを命ずる。**」というような文言が書かれています。

これは、既に受領済となった補助金等の額が、実績報告に基づいた確定額より多い場合に、その超過している分については返還が必要であることを通知しているものです。


各省各庁の長が債権発生を行う場合、大阪府会計管理者（歳入徴収官）が納入告知書を発行するものと、国の各省庁から直接納入告知書が送られてくるものがあります。


ここでは、**大阪府会計管理者（歳入徴収官）が納入告知書を発行する場合について説明します。**国の各省庁から直接納入告知書が送られてくる場合の取扱いは、当該各省庁にお問い合わせください。

# イメージ図



 >>> 補助事業者（府及び市町村等）が行う事務です。

 >>> 国の各省各庁が行う事務（通知）です。

 >>> 補助事業者（府及び市町村等）が大阪府会計管理者に対して行う事務です。

(例 1) 補助金等の確定通知書 (例)

〇〇省発〇〇第123457890号

令和〇年度〇〇〇〇〇〇〇費国庫負担金交付額確定通知書

大阪府

令和〇年〇月〇〇日〇〇〇〇〇〇〇省発〇〇第123457890号で交付決定した令和〇年度〇〇〇〇〇〇〇費国庫負担金については、令和〇年〇月〇〇日大阪〇〇第〇号の事業実績に基づき、交付額を確定したので通知する。

また、超過交付となった123,456円においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、**令和〇年3月31日までに返還することを命ずる。**

令和〇年〇月〇〇日

返還期限

〇〇大臣 〇〇 〇〇

## (例2) 債権発生通知書 (例)

〇〇省発〇〇第987654321号

### 債権発生通知書

大阪府会計管理者 殿

支出負担行為担当官〇〇省〇〇局長

下記のとおり債権が発生したので通知します。

(発生年度) 令和〇年度	(会計名) 一般会計	(部) 雑収入	(款) 諸収入	(項) 弁償及返納金	(目) 返納金
債権金額	金123,456円		履行期限	令和〇年3月31日	
債務者の住所及び氏名または名称	大阪府知事				
債権の発生原因	令和〇年度〇〇〇〇〇〇費国庫負担金の交付額の確定に伴う返還				
利率その他利息に関する事項	—				
延滞金に関する事項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条2項の規定により年10.95%				

## 債権発生通知書を受け取った場合

国の各省各庁の長が債権発生を行う場合で、各省庁等から事業担当課あてに送られてくる通知書等の中に、歳入徴収官大阪府会計管理者あての「債権発生通知書」が入っていた場合は、速やかに会計局に提出してください。

債権発生通知書の提出方法については、令和4年1月からすべて電子提出による方法に変更しています。会計局庁内ウェブページをご確認ください。

【会計局庁内ウェブページ（債権発生時）】

<http://www.lan.pref.osaka.jp/113100/kokuhi/2022yousiki/新債権発生.html>

債権発生通知書に記載される履行期限は、厚生労働省の一部補助金等を除き、債権発生日から20日後に設定されていることが殆どです。

会計管理者への債権発生通知書の提出が遅れると、履行期限までの時間が短くなります。**この「債権発生通知書」を大阪府会計管理者（歳入徴収官）が受領することによって、返還についての手続きが始まります。**

## ②大阪府知事（部長等）が行う債権発生

大阪府知事（部長等）が支出負担行為担当官の場合、大阪府知事が債権発生通知書を作成します。国の債権の管理等に関する法律施行令第10条及び第11条により、債権発生通知書に記載する内容は次のとおり定められています。

- ・ 債務者の住所及び氏名又は名称
- ・ 債権金額
- ・ 履行期限
- ・ 債権の発生原因
- ・ 債権の発生年度
- ・ 債権の種類
- ・ 利率その他利息に関する事項
- ・ 延滞金に関する事項
- ・ 債務者の資産又は業務の状況に関する事項
- ・ 担保（保証人の保証を含む。）に関する事項
- ・ 解除条件
- ・ その他各省各庁の長が定める事項

## (2) 納入告知書の発行について

大阪府会計管理者（歳入徴収官）は、債権発生通知書の内容を調査した後、納入告知書を発行します。

納入告知書は、財務省会計センター（東京都）から普通郵便で直接発送する場合と、大阪府会計局が大阪府の事業担当課にお渡しし、市町村には大阪府の事業担当課を通して逡送等でお送りする場合がありますが、財務省会計センターからの発送が基本です。

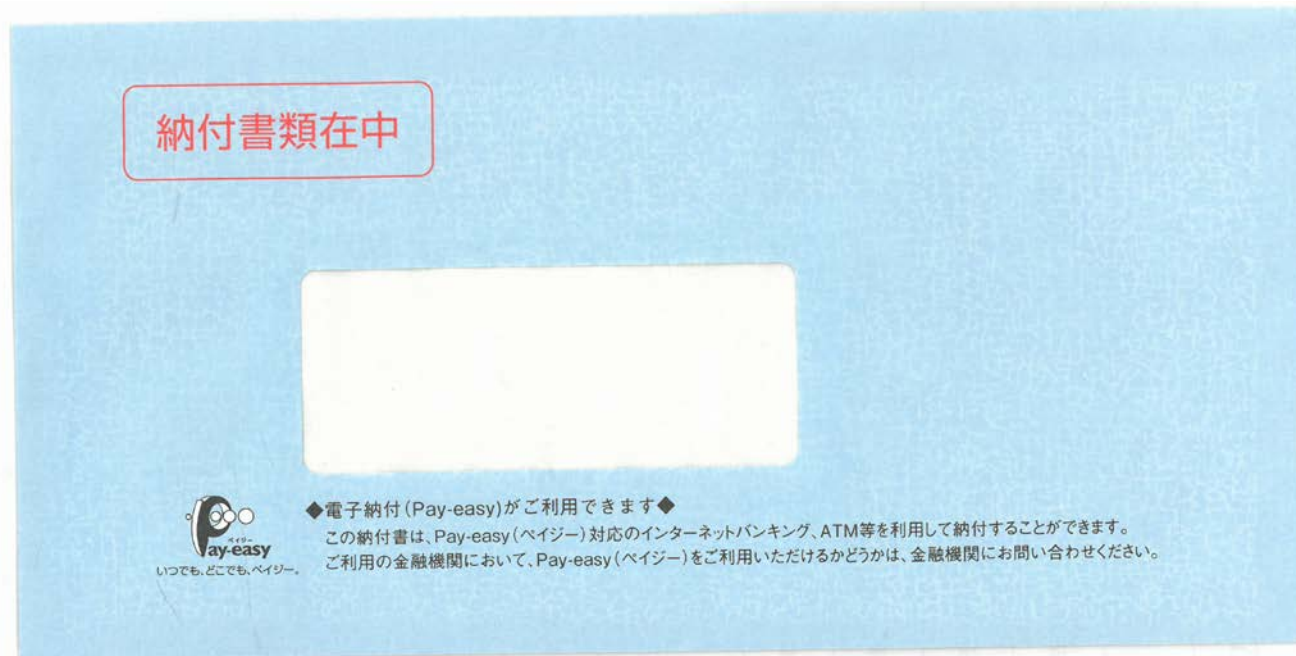
（ただし、会計局が債権発生通知書を受け取った時点で既に履行期限が迫っている場合は、財務省会計センターからの発送はできません。）

※納入告知書が、返還期限の1週間前になっても未着の場合は、大阪府会計局までお問い合わせください。



納入告知書は、「債権者」あてに作成し送付します。  
市町村の場合は、「〇〇市（町村）」あて作成し送付します。  
納入告知書内に担当課を記載しますので、納入告知書が市町村庁舎に届いた場合、必ず開封し担当課を確認するよう、郵便受領担当部局と調整してください。

## 【センター発送される納入告知書の封筒サンプル】



### (3) 納入告知書の受領と納付にあたっての注意

納入告知書を受領後、履行期限までに国庫金を返納してください。

国庫金の返還は、納入告知書に記載されている返還期限を1日でも過ぎると延滞金が発生します。

万一、納入告知書を紛失又は破損した場合は再発行しますので直ちに申し出てください。